平成２２年（フ）第１４３８号
埼玉県川口市本町３丁目10番７―305号　第７藤島マンション
債務者　小島安紀子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４４７号
埼玉県川口市並木１丁目24番59―204号　並木耐火住宅
債務者　半澤　真樹
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４５１号
埼玉県戸田市大字新曽2242番地
債務者　伊藤あいり
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４６０号
埼玉県戸田市本町５丁目５番10―502号
債務者　後藤　紀子（旧姓関）
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４９５号
埼玉県上尾市仲町１丁目２番15号　吉沢ビル403
債務者　中野　　茂
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５０５号
埼玉県朝霞市三原５丁目13番３号　ノジマ店舗２Ｆ５号
債務者　園田　明仁
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５１０号
埼玉県蓮田市西城２丁目106番地の３
債務者　眞鍋　正則
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５１１号
さいたま市南区大字太田窪7244番地５
債務者　小野　美幸
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５１８号
埼玉県桶川市大字加納333番地の12
債務者　阿曽　政己
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５２１号
埼玉県新座市北野３丁目８番20号、旧住所埼玉県新座市北野３丁目８番19号　アメニティ志木Ⅲ204号室
債務者　岩坂ゆう子（旧姓小高）
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５２６号
埼玉県新座市野寺２丁目８番13号
債務者　鈴木美香子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５１４号
埼玉県越谷市蒲生４丁目16番32号蒲生マインドガーデン102
債務者　鈴木　信之
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５３３号
埼玉県越谷市相模町１丁目125番地５、前住所埼玉県越谷市大沢４丁目７番２号
債務者　成田　照康
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第４１７３号
大阪市東成区大今里１丁目２番１号
債務者　小田　福代
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９００号
大阪府豊中市向丘２丁目６番26号
債務者　北川美代子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０５２号
大阪府門真市元町３番18―802号
債務者　西田　　茂
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８２５号
大阪府枚方市招提南町３丁目18番12―306号
債務者　丘田　陽子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８３５号
大阪市西成区鶴見橋３丁目７番30号　ＩＭＩ内
債務者　加藤文子こと　張　　文子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで大阪地方裁判所第６民事部